

第四十回国会
衆議院
外務委員会
會議録
第十号

昭和三十三年三月九日(金曜日)

午後四時七分開議

出席委員

委員長 森下 國雄君

理事北澤 直吉君 理事野田 武夫君

理事藤田 篤泰君 理事古川 丈吉君

理事松本 俊一君 安藤 覺君

井村 重雄君 池田 清志君

宇都宮徳馬君 宇野 宗佑君

大久保武雄君 木村 公平君

齋藤 邦吉君 椎熊 三郎君

田澤 吉郎君 竹山祐太郎君

床次 徳二君 藤井 勝志君

井堀 繁男君

出席國務大臣

内閣總理大臣 池田 勇人君

外務大臣 小坂善太郎君

出席政府委員

法制局長官 林 修三君

外務政務次官 川村善八郎君

外務事務官 湯川 盛夫君

(大臣官房長)

外務事務官 小田部謙一君

(アジア局賠償部長)

外務事務官 安藤 吉光君

(アメリカ局長)

外務事務官 中川 融君

(条約局長)

委員外の出席者

通商産業事務官 伊藤 三郎君

(企業局次長)

専門員 佐藤 敏人君

三月八日

委員正啓次郎君及び受田新吉君
任につき、その補欠として木村公平

君及び西尾末廣君が議長の指名で委員に選任された。

三月九日

委員大久保武雄君、椎熊三郎君、勝田田清一君及び西尾末廣君辭任につき、その補欠として田澤吉郎君、井村重雄君、横路節雄君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田澤吉郎君及び受田新吉君辭任につき、その補欠として藤井勝志君及び井堀繁男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井村重雄君及び藤井勝志君辭任につき、その補欠として椎熊三郎君及び大久保武雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井村重雄君及び藤井勝志君辭任につき、その補欠として椎熊三郎君及び大久保武雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井村重雄君及び藤井勝志君辭任につき、その補欠として椎熊三郎君及び大久保武雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井村重雄君及び藤井勝志君辭任につき、その補欠として椎熊三郎君及び大久保武雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井村重雄君及び藤井勝志君辭任につき、その補欠として椎熊三郎君及び大久保武雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井村重雄君及び藤井勝志君辭任につき、その補欠として椎熊三郎君及び大久保武雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井村重雄君及び藤井勝志君辭任につき、その補欠として椎熊三郎君及び大久保武雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井村重雄君及び藤井勝志君辭任につき、その補欠として椎熊三郎君及び大久保武雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井村重雄君及び藤井勝志君辭任につき、その補欠として椎熊三郎君及び大久保武雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井村重雄君及び藤井勝志君辭任につき、その補欠として椎熊三郎君及び大久保武雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井村重雄君及び藤井勝志君辭任につき、その補欠として椎熊三郎君及び大久保武雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井村重雄君及び藤井勝志君辭任につき、その補欠として椎熊三郎君及び大久保武雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井村重雄君及び藤井勝志君辭任につき、その補欠として椎熊三郎君及び大久保武雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井村重雄君及び藤井勝志君辭任につき、その補欠として椎熊三郎君及び大久保武雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井村重雄君及び藤井勝志君辭任につき、その補欠として椎熊三郎君及び大久保武雄君が議長の指名で委員に選任された。

海外技術協力事業団法案(内閣提出第九二号)

森下委員長 これより會議を開きます。

日本国に対する戦後の經濟援助の処理に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件、特別問題の解決に關する日本国とタイとの間の協定の規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件、國際民間航空条約の改正に關する議定書の締結について承認を求めるの件、日本国とアルゼンティン共和國との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件及び海外技術協力事業団法案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを順次許します。井堀繁男君。

○井堀委員 ただいま議題になりました日本国に対する戦後の經濟援助の處理に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件について、以下お尋ねをいたして参りたいと思ひます。便宜上ガリオア・エロアという通称でお尋ねをいたして参りたいと思ひます。

まず最初にお尋ねをいたしたいと思ひます。この協定の対象になりまします、占領下においてわが國がアメリカ合衆國から經濟的援助を受けた内容については、われわれもよく承知をいたしておるのでありますが、この援助を受けた当時の客観的な情勢

や、あるいはその情勢に見合う物資あるいは金品の援助、この点について、アメリカ合衆國並びに連合國軍の占領下に置かれておりました日本の当時の状況からいたしまして、今日協定の対象になっております貸借關係とみなせるかどうかという以前の問題について一、二總理にお尋ねしてみたいと思ひるのであります。

それは、われわれの判断からいいますと、一九四五年の九月二日から一九五二年四月二十八日までといへば、日本が占領下にあった時代である。この間にアメリカ合衆國からわが國國民に對していろいろな援助が行なわれました。その好意に對してわれわれは感謝をいたすのに決してちゅうちょするものではないと思ひます。その好意は、今日もお日本の國民は感謝をいたしておると思ひます。しかし、この援助を今日協定審議の場合に問題になります。貸借關係とみなすかどうか、この問題については、日本の國民は割り切れない感情、もつと積極的に言いますと、こゝろのものは貸借の対象とすべきものでないという、きわめてばく然たるものもあるかと思ひます。が、國民感情はおおむねそのように理解しておるのではないかと私は思ひます。この点を実は總理にお尋ねをいたすのであります。その対象として私が取り上げたいと思ひますのは、國際常識の基準をなしますものと、それから、法律上の國際義務との二つに分かれると思ひるのであります。が、私は、國際常識の上から判断

をいたしますならば、先ほど申し上げました日本の國民の感情というものは、そのまゝ國際常識として理解できるのではないかと思ひます。しかし、こゝでその前にお尋ねをしたと思ひますのは、國際基本法の中で、國連の立場をわれわれはもつと深く理解をしてこの問題に取り組まなければならぬかと思ひます。であります。すなわち、國連憲章の前文に掲げてあります意味であります。簡単にありますから読み上げてみたいと思ひます。が、われわれの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から將來の世代を救ひ、基本的人權と人間の尊嚴及び価値と男女及び大小各國の同權とに關する信念をあらためて確認し、と云つてあります。大へんだとたどしい文章のようであります。が、われわれの理解するところによりますと、今後世界の恒久平和をめざす國連としては、その戦争の原因を断つという点にこの意味は重要な意義があると思ひます。すなわち、基本的人權は、戦争に参加したとしないにかかわらず、勝者であらうと敗者であらうと、このきびしい原則は、これは、言ひまでもなく他の条文にも現われてきておるのであります。が、この精神はあくまで守られなければならぬ。日本が占領下にあるといえども、その人類としての基本的人權であります。生活の最低線は保障されなければならぬという意味が多分に強調されておると思ひます。ことに、占領軍がこの義務を負ふことは他

の条約からも引例することができると
思いますが、まず、私は、この憲章
の前文に規定されておりますこの文
言から、この種のものについては、貸
借という思想よりは、むしろ世界恒久
平和を願う相互的な道義的なものから
出発しておるものと解すべきである
と思ひますが、この点に關する總理
の見解を一つ伺つておきたいと思ひま
す。

○池田國務大臣 國連憲章の前文にお
きまして、二度とこゝろ戦争を繰り
返したくない、そしてお互いに仲よく
助け合つていこうという精神がうたわ
れておると思ふのであります。従いま
して、助け合ふといふところから、い
ろいろ生活につきましてもめんどろを
見るといふことも起りましょう。し
かし、そうだからといって、めんどろ
を見てもらつた人がその対価を出さな
くてもいいという規定じゃないと私は
考へておるのであります。

○井堀委員 さきにも私説明をいたし
ましたように、私たちは、返すか返さ
ないかといふことの以前に、それが貸
借となるか、あるいは道義的に好意に
對する感謝といふことになるかといふ
ことは大きく分かれてくるところであ
らうと思ひます。私たちは、権利義務
というよりは、むしろ道義的な、――
すなわち、世界恒久平和を維持しよう
といふこの前文が出てきたのは、第一
次世界戦争の結果新しく生まれてきた
いわば新しき民主主義の基礎をなす思
想から出発しておると思ふのでありま
す。たとえば、第一次戦争におけるド
イツに對する過酷な占領政策、あるいは
その戦後における過酷に失すると思
われる國際條約その他の壓力というも

のは、第二次世界戦争への大きな原因
をなしたといふところに問題があるの
であります。いかにその罪を憎んで
も、その後世界平和を維持しよう
とすれば、各国の國民の生活の最低と
するものが保障されてこないと、こゝろに
平和はないといふ根本思想が横たわつ
ておると私は思ふのであります。こゝろ
いう意味で、私は、ひとりアメリカに
限らないと思ひます。國連加盟であり
ますならば、この精神からいたします
ならば、あの戦後の日本の國民生活と
いふものは荒廢の極にあつた、食糧に
も、あるいは交通にも、衣料、住宅に
も最低の生活を維持する状態が許され
なかつたのであります。これに對する
援助を与へた行為に對しては、冒頭
にも申し述べましたように、日本民族
は深い感謝の念をささげてありがた
くの當時の援助を受けたといふこと
は、私も全く今日なお記憶を新たにし
ておるのであります。しかし、そ
れは受ける方の側でありまして、相手
國たる連合國もしくはアメリカ合衆國
は、その當時は、債權としてこれを取
り立てようなどという意思は、こゝろ
う精神から見ますならばなかつたので
はないか。この点に對するアメリカと
の折衝の際におけるアメリカの態度と
いふものを私どもはこゝろ伺つておく
必要があると思ふのであります。日本
國はこれに對する返済の義務を感じる
か感じないかといふことの以前に、一
体、相手國たるアメリカが、そゝろい
ふものを債權として、また日本の債務と
して追つてきたかどうかといふことに
ついて非常な疑いを持ちますので、お
伺ひしてみたいのであります。

○池田國務大臣 ガリオア・エロアに
關しますアメリカの日本に對します
る態度は、昭和二十一年の七月であり
ましたか、日本への援助に對する返済
条件あるいは計算は追つてこれを定め
る、こゝろいふ覺悟が出ておられます。
その前後におきまして、米國議會にお
きましてマッカーサーの証言、あるいは
は向こゝろの陸軍省關係者等の証言は、
これは幾ら幾らといふことにきまつて
おりませんが、援助につきましての支
払いを向こゝろは期待しておると考え
れる事実がたゞさんあるものでありま
す。具體的な分につきましては事務當
局より御説明いたします。

○井堀委員 具體的事実については
追つてお尋ねをしていきたいと思ひま
するが、私は、この外交折衝の際にお
ける相手國の態度といふものについて
は非常に重要だと思つて、國連憲章を
引き合ひに出したのであります。こゝ
ろに、この憲章の前文には、さらにこゝ
ろいうことが書いてある。すべての――
すべてといふのは加盟國全体を言ふの
だらうと思ひますが、すべての人民の
經濟的及び社會的發展を促進するため
の規定があるのであります。また、統
一的、第一條の目的の三項に「經濟的、
社會的、文化的又は人道的性質を有す
る國際問題を解決する」云々といふこ
とを規定してあります。冒頭にお
尋ねいたしましたように、これは、権
利義務の思想というよりは、相互援助
の立場において世界恒久平和の基礎を
作らうといふ思想に出發しておること
は間違いない。こゝろいふ点から判断を
いたしますならば、アメリカ國が日本
に對して債權として追つてくるという
思想はこゝろから生まれてこないので

ないか、こゝろ私は理解して實はお尋ね
をしておるのであります。さらに
ヘーグ條約を引例してみたいと思ひま
す。この條約によりまして、占領地
の秩序維持の規定、あるいは被占領民
の疾病、飢饉などに対する保護は占領
國の義務であるといふことをきびしく
規定しておるのであります。これは私
はこの憲章の精神から出發したものと
思ふのであります。當時の日本の現
状といふものは今さら説明するまでも
ありません。日本の國內秩序を維持
し、占領政策をスムーズに行なうとす
れば、食に飢えてゐる人々のために食
糧を、住宅に全く困窮しておる者にそ
の住居を、また衣料に事欠いておるま
す者に衣料を手へ、それによつて人類の
最低の生存權を守つてやる必要があつ
た。そゝろいふ日本の現状であつたこ
ろはお恥ずかしいながら認めざるを得
ないのであります。こゝろいふ状態のも
とになされたものであります。こゝろ
辺に問題があるのではないか。こゝろ
いふ点は、アメリカ合衆國との交渉の際
にアメリカの態度がどうであつたかと
いふことは國民の多くが知りたいとこ
ろではないかと思ひますので、もう一
度この点についてお伺ひしておきま
す。

○池田國務大臣 一九〇七年のヘーグ
の陸戦法規四十三條の規定は、あの當
時の戦争の状況から割り出しまして、
しかも、國の權力が事実上占領者の手
に移つたときはなるべく公共の秩序の
保持に努める、こゝろいふことでござ
いまして、昔の一時期的なことを予定し
てやつておるのであります。たゞそれ
が長かつたにしても、これは無償とい
ふことを前提としておるのではないの

でありまして、しかもまた、日本の場
合のように長く占領されて行政をして
おる場合におきまして、この陸戦法規
が適用にならぬといふことは、もう世
界の通念だと私は考へておるのであり
ます。

○井堀委員 次に、もう一つお尋ねを
したいと思ひます。これは當時日本に
送られたガリオア・エロアの内容の中
で非常にわれわれが高い関心を持つて
おる点であります。かつて、これは
自民黨の方も一緒でありましたが、生
産性政策チームの派遣の際に、あら
で邦人の代表者とたびたび機会があ
りました。日本人の幹部でありま
すとか、あるいは日本人向けの新聞開
係者でありますとか、そゝろいふ指導的
地位にあるアメリカ人住者、といふよ
りも、日本系のアメリカー人と言つた方
がいいかと思ひますが、そゝろいふ人
と何回か会合を重ねたことがあります。
その節、いずれの場所においてもそ
うだつたのであります。ガリオア・エ
ロアに對する問題については、當時、
血を同じやうするといふ關係があつた
らうと思ひますけれども、日本に与え
る援助物資に對してはかなり大きな犠
牲を払つて日本に送り込んでおるので
あります。そして、それはもちろん返
済などといふものはどうも考へていな
い。もしあるとするならば、それは日
本がらうに繁榮をして、そしてお互
いに國際的な交際の可能な状態に成長
することを望むといふ意味で、もし返
済があるならばそゝろいふ返済を希望し
ていたのじゃないかと思ふのでありま
す。特に私がこのことを申し上げるの
は、今度の第二次世界戦争以後におけ
る日系米人といふものは、すなわち二

ないか、こゝろ私は理解して實はお尋ね
をしておるのであります。さらに
ヘーグ條約を引例してみたいと思ひま
す。この條約によりまして、占領地
の秩序維持の規定、あるいは被占領民
の疾病、飢饉などに対する保護は占領
國の義務であるといふことをきびしく
規定しておるのであります。これは私
はこの憲章の精神から出發したものと
思ふのであります。當時の日本の現
状といふものは今さら説明するまでも
ありません。日本の國內秩序を維持
し、占領政策をスムーズに行なうとす
れば、食に飢えてゐる人々のために食
糧を、住宅に全く困窮しておる者にそ
の住居を、また衣料に事欠いておるま
す者に衣料を手へ、それによつて人類の
最低の生存權を守つてやる必要があつ
た。そゝろいふ日本の現状であつたこ
ろはお恥ずかしいながら認めざるを得
ないのであります。こゝろいふ状態のも
とになされたものであります。こゝろ
辺に問題があるのではないか。こゝろ
いふ点は、アメリカ合衆國との交渉の際
にアメリカの態度がどうであつたかと
いふことは國民の多くが知りたいとこ
ろではないかと思ひますので、もう一
度この点についてお伺ひしておきま
す。

世、三世と言われている人々は、その市民権が従来と全く本質的に異なると思われるほど高く評価されて、優遇を受けるような諸制度が法律の上でもしかれておる直後のことでもあります。こゝういふ日系アメリカ人の感情からいいますならば、もしここで日本国とアメリカが債権債務の形において協定が結ばれるというようなことについては、どうしても割り切れぬ感情になるのではないかと。それから、協定の内容を見ますと、そういう人々に直接還元するということとはちろんないはずであります。でありますから、こゝういふかなり多数に上ります日系米人といひますか、こゝういふ人々の感情に対しては深い考慮が払われなければならなかつたのではないかと。私は、アメリカの交渉の窓口がどうであつたかといふことよりは、そういうものが交渉の際にどのよう日本に政府に響いておるかといふこともきわめて大切であると思ひますから、一言何つておきたいと思ひます。

○池田國務大臣 井堀さんのお説を反駁するようでございますが、私もたびたび参りまして、二世、三世の方々からいろいろのことを聞いております。しかし、日本はよほどよくつた、払うべきものは払つてもらつた方がわれわれも肩身が広いといふふうなことも聞いておるのでございます。いすれにいたしまして、これは援助物資を全部払うのもございませぬし、今の日系の人が言つたと言われるあなたの言葉も、また私の言葉も、うらはらのやうで合つてゐるのじゃないかと思ひます。日本が払えるような状態になつて払えれば、全部でなくても払えるだけ

払つてくれた方がわれわれもいいといふことは、日系米人も相当考へておると私は思つておるのであります。

○井堀委員 私どももこれからこの問題を審議していく際に、このことは今後を審議していくと思ひます。そこで、議論の尾を引くと思ひます。そこで、議論を繰返そうとは思ひませんが、私も、あくまでも国連憲章の精神といふものがこゝういふ協定を結ぶ場合においては大きな役割をするであらうといふことを強く主張いたしておきたいと思ひます。見解の相違は別といたしまして、国民の関心はやはりこゝういふところに存外あるのではないかと。同時にまた、こゝういふ思想がこゝういふ協定を結ぶときに生かされてくるといふことであつて初めて世界の恒久平和への方向が差し示されてくるのではないかと。それを、法律家のように、権利義務のやうな形で、取つたり取られたり、払つたり払われたりするといふことは、この精神に合わないものではないかと理解しておるのであります。

そこで、次にお尋ねしたいと思ひますことは、これは予算委員会の際にも問題になつたやうでありましたが、法律的な見解であります。憲法八十三條、八十五條、財政法四條、十五條の關係からいいますと、日本がこゝういふ債務を約束する場合には、法律的な手續その他が当然とられていなければならなかつたはずであります。わが党の春日委員の質問に対して、小坂外務大臣は債務として確定したものであるといふ意味のことをはっきり答へておるのであります。こゝういふ法律手續の上からいひましても明確を欠いておるといふことは、私は、冒頭に申し上げた關係からそうならなものであるといふ判断ができるのであります。私は、こゝういふ意味で、あくまでも国際的な大きな精神は国連憲章であり、そして国際的な条約はその中で規定される方向が引き出されてくるのではないかとこゝういふのであります。こゝういふ点については、わが国の外交交渉としては、初めから債務と認めてかかるという態度はあやまちではなかつたかと、多くの国民は政府に対して非常な不満を持っております。われわれもこゝういふ点に對しては強い不満を感じておりますので、この点を総理に一べん伺ひまして、所用があるやうでありますから、あとは外務大臣に何うことにいたします。

○池田國務大臣 その点につきましては、はつきり申し上げますが、われわれは債務と心得ておつたので、確定債務ではない。ただ、債務と心得たものを向こうと話したのであります。そして、どれだけ払おう、どれだけ払えといふことの交渉が今済みまして、それを国会に提案しまして、そして国会の議決によつてこれが債務になるのであります。だから、その議決があるまでは法律上債務といふことじゃないと思ひます。

○井堀委員 それでは、この国会で承認を得られなければもろん債務は成立しないといふふうに理解すべきだと思ひますが、いかがですか。

○池田國務大臣 その通りでございます。

○井堀委員 外務大臣にお尋ねしたいと思ひますが、今総理が答へられましたやうに、債務と心得るといふ意味は、国会の承認が得られて初めて債務、こゝういふはつきりした御答へがあらりまして、政府の態度が明らかになつた。そこで、外務大臣としては、債務として明確でないものを、当然この協定の内容を見ますと債務としていふことが前提になる協定になると思ひますが、この辺の解釈はどのやうにいたしておりますか、何つておきたい。

○小坂國務大臣 アメリカから援助を受けまして、先方は十九億五千四百万ドルと言つておつたのでございまして、私どもの方は、レシートを調べまして、そしてその中から当然債務とならない性質を持つてゐるものは除きまして、そして西独の先例その他によつて四億九千万ドルといふものをはじき出したわけでございます。従つて、これを国会においてお認めいただく場合は、これが債務になる、こゝういふ考へ方でございます。

○井堀委員 債務とはつきりきまらないうちから金額をはじき出されたりあるいは返済の具体的内容が協定されるということは、私は法治国としては許されぬ外交折衝の失敗ではないかと思ひます。あなたはどういふふうにお考えでしようか。

○小坂國務大臣 すべての外交案件がそうだと存じますが、協定をいたします場合に、政府と政府が個々の問題について交渉いたしましたして、折り合つたところのものが協定案になるわけですから。この案文が国会に出されまして御承認をいただければ、それが協定になる、すなわち、この場合にはこれが債務として確定される、こゝういふわけでございます。

○井堀委員 それは、私は、一般の条約、協定の際の手續はそであるといふことは慣例で心得ております。しかし、わざわざさつき例を引きましたやうに、このことは、憲法八十三條、八十五條に、また財政法の第四條、十五條において、こゝういふ国の行為といふもののきびしい禁止規定があるわけでありまして。これは煩にわたりますから読み上げませんが、こゝういふはつきりした憲法の規定なりあるいは法律の規定があるにもかかわらず、それを破つて協定に應ずるといふ態度は、私は他の条約の協定とは本質的に異なると思ひます。こゝういふが、この点はいかがでございますか。

○小坂國務大臣 ちょっと仰せられます意味がよく私にはわかりませんが、こゝういふが、このガリオア問題の解決に際しましては、従来から政府は債務と心得て参つたわけでございます。こゝういふ何がしが債務になるかといふことについて交渉いたしました次第でございます。その交渉の結果によりまして、國民を代表せられる国会の御意見を承りまして、それによつて、よろしいといふことになれば、これが債務になる、こゝういふ考へ方でございます。

○井堀委員 先ほど来明らかに成つておりますことを私は繰返そうとは思ひませんが、総理も言つておられますやうに、債務ではない、それが債務になるには国会の承認を得てからといふことは、先ほどあげた憲法の規定なり法律の規定があるからでありまするならば、要するに、それを犯すやうな内容がもし協定の対象になるといふことは、確かに行き過ぎたやり方

はないか、あるいは憲法や法律の精神をじゅうりんする結果になると私は思うのであります。その点はいかがですか。

○小坂國務大臣 これは、例をあげて言いますと、賠償協定などお考えいだいたらいいかと思うのでございすが、要するに、ある国が賠償を要求する立場にある。そういういたしますと、その国の政府は賠償を要求せられる立場にあるわけでありまして。しかし、何が賠償にとりかかるといふことになりまして、その国の政府が相手国の政府と交渉して、そうしてきまつたものが賠償額になる。これと同じことだと存じます。

○井堀委員 私は意外なことを伺ったのであります。賠償は平和条約の中にもきわめて明確に規定されております。賠償に應じなければならぬといふことは、平和条約でわが国は義務づけられておる。それに基づいて行なわれれば、私は適当だと思ふ。ところが、この場合は、先ほども質疑応答で明らかになりましたように、債務ではない。国会の承認を得て債務になるわけです。そういう点は前提がまるで違ふわけですから、こういう点はきわめて重大だと思ふのであります。この点をはつきりしておくことが今後の審議を続けていく上に重要でありますから、お伺いをいたしたいと思ひます。

○小坂國務大臣 この問題につきましては、これが債務性を有するものであると考へられます根拠についての資料を御提出申し上げておるわけでございます。すなわち、極東委員会の決定であるとか、あるいは、この対日援助のなされたものであるガリオア

予算がアメリカの議会を通過するに際しましてアメリカの当局者の申しましたいろいろな証言とか、あるいはまた、わが国におきまして阿波丸の協定を承認する際等におきましてこれの債務性を認めておるわけでございます。従つて、これは債務でも何でもありません。これは若手違ひのことでございまして、債務性を持った援助である、こういう前提に立つてあります。しかし、何がしを債務とするかといふことに對しまして、これは、政府といひましては、アメリカ政府の要請によつて外交交渉に應じなければならぬといふ立場にあるわけでございます。しかしながら、そういう立場上ではありまするけれども、何度か催促をされて、ただこれを回避しようとか、アメリカの圧力によつてこういうものを協定したといふことであつてはならないので、私どもは、むしろ自分の方から進んでこの協定を今回は申し入れて交渉しよう、こういう立場の方が、日本としても今後の対米発言権その他から考へましてもよりつぽである、かように考へまして、この交渉をいたし、かような妥結をいたしたような次第であります。

○井堀委員 委員長にちよつとお尋ねをいたしたいと思ひますが、野党の第一党の社会党の出席がありません。今、私的な話でありますけれども、一方の職権による委員会の招集だ、こ

ういふ野党の社会党からのお話であります。私どもは、第一党の野党と、それから責任の立場にありまする野党との間にできるだけ委員会がスムーズに進められることを願つておる。今伺いますとそういう事情でありますが一

体この委員会は社会党との間にどのような話し合いがあつたのか。今社会党の言うように一方の職権をやつておるということになりますと、従来の慣例から考へまして、今後問題を他に波及するようないことがありましては、せっかく審議に協力しようとする民社党の態度がかえつてあだになる結果になるかと思ひます。注意を受ける前とはにかくとして、今野党側からそういう意味の発言がありましたから、はつきりしておきたいと思ひます。

○森下委員長 委員長から申し上げます。委員長は、理事会を開いて、あらゆる手段を尽くし、最善を尽くしました。そして、理事が向こう側と交渉をいたして、その理事の野田君がその合法的な方法をもつて歸つてきたことを認めましたので、私はこの会議を開きました。

○井堀委員 念のためもう一つ伺つておきますが、もちろん合法的であるとは思ひますが、委員長の職権は非合法じゃない。しかし、国会の運営は、それぞれ国会対策もありまして、そういう慣行に基づいて、法規によらない慣行に基づいて運営が実はスムーズに進められておるわけでありまして。要するに、手続の上であるかどうかというところが問題なのであります。職権は非合法であるとは思ひません。合法的でありますし、それによつても、そういうことは従来の慣行の上から言つて好ましいこととでないことは私もよく理解いたします。その点どういふことかといふことで、そういう意味で実は委員長にお尋ねをいたしたのであります。合法的といつても、そういう意味ですから、そ

れに基づいて私はもう一度質疑を続けたいと思ひます。

○森下委員長 委員長から申し上げます。われわれ理事会を開きまして再々向こう側と交渉をいたしまして、そして、いろいろな結果、それを聞くことにきめて開いたのでございまして、決して私ども理事会がとつた態度に手落ちはないと思ひますから、どうぞ御安心の上御質疑を続けていただきとうございします。

○井堀委員 委員長のお言葉を信用いたしまして、この会議が単に合法的であるのみならず、理事の間で十分話し合ひができての招集だといふふうにはつきり確約がございしたので、あと野党と与党との間でもしこのことについて紛糾がかもされるようなことが万一あつたとするならば、委員長の責任において、あるいは与党の責任において普処されんことを前提にして、私は質問を続けたいと思ひます。

○森下委員長 お言葉、承知いたしました。

○井堀委員 外務大臣にお尋ねをいたしたいと思ひますが、このガリオア・エロアの発生した日本の客観的な事情であります。これは、言うまでもなく、占領下に置かれておつたのでありまして、その占領の内容形式は従来たびたび各国に例を見ることがあるのであります。日本の当時の連合国の占領の状態といふものは、私も多少実情を心得ておるつもりであります。が、日本政府は全く占領軍の指揮配のものと動かざるを得ない状態であつたこととは一般に御承知の通りであります。言いかえするならば、連合軍に関する限りは、政府の発言といふものは一

方的に去勢されていなければやむを得ないという実情であつたことは間違いないのであります。でありますから、そういう時代に行なわれた経済援助である以上は、占領軍の意思によつて、占領軍の見解によつていろいろ経済援助もまた大きく左右されるということは当然だと思ふのであります。この辺の事情をどういふふうには日本政府は理解をしてアメリカとの間の交渉をなされたかは、国民の聞きたいところだと思ひます。正直にありのままを言つていただきたい。

○小坂國務大臣 まさに、仰せのごとく、占領時代は、われわれの国民によつて選ばれたる政府も、その発言は司令部の意思のもとに規制をされておつた、これはもうその通りでございまして、私どもがこのガリオア問題の解決に当たりまして、その当時の事情といふものは十分アメリカ政府において思い起こしてもらうように申したことは数回にとどまらないのでございします。しかしながら、さればといつて、私どももこの援助に感謝し、かつ、当時の事情が全然そういう輸入食糧がなくなつてしまつたかといへば、われわれはかりに意思を持つていたとしても、あの当時のような食糧危機、しかも外貨などは全くない事情において、外国輸入食糧といふものがなければ国民がいかにし得なかつたあの当時の事情を無視するわけにも私どもとしてはいかなかつたのであります。従いまして、先方の言つておる約二十億の援助は四分の一にしても、四分の一は切り返す、こういうようなことで話を結んだよりな次第でございします。

○井堀委員 委員長にちよつとお尋ねをいたしたいと思ひますが、野党の第一党の社会党の出席がありません。今、私的な話でありますけれども、一方の職権による委員会の招集だ、こ

ういふ野党の社会党からのお話であります。私どもは、第一党の野党と、それから責任の立場にありまする野党との間にできるだけ委員会がスムーズに進められることを願つておる。今伺いますとそういう事情でありますが一

体この委員会は社会党との間にどのような話し合いがあつたのか。今社会党の言うように一方の職権をやつておるということになりますと、従来の慣例から考へまして、今後問題を他に波及するようないことがありましては、せっかく審議に協力しようとする民社党の態度がかえつてあだになる結果になるかと思ひます。注意を受ける前とはにかくとして、今野党側からそういう意味の発言がありましたから、はつきりしておきたいと思ひます。

○井堀委員 問題は、たびたびあつて

戻つたりいたしますが、その当時の事情からいたしますならば、日本の国民の意思を代表する政府の意思でなかつた占領軍の意思がこういう問題を決定する上に大きな役割をしたということ、だれも認めて、意見の相違するところではない。そういたしますならば、アメリカの占領政策というものは、さつき憲章の前文でお尋ねいたしましたように、この憲章は、今日世界の恒久平和を維持していくということ、は武力による占領政策では不可能であるということ、を明らかに認めた精神でありますし、言うまでもなく、占領下にある国民の相応の生活というものが保障されていなければ占領秩序というものは維持できないということが大前提になつておるわけでありまして、言いかえしますならば、占領政策の一つのやり方として、その占領政策の一つまゝとして行なわれた経済援助であるといふことは、この点から言つて私は助かないところだと思ふ。ただ、私は、こゝから言つて、その当時のアメリカ国民の好意的な援助に対して感謝しないわけではない。特に、アメリカ人にとりましては、自分の税の一部をばらまいて、日米米人のように、乏しい財布をはたいて同胞のために援助を送つたというその好意を無視することはできないと思ふのです。そういう精神的なものについては、私も報い方があるのではないかと、ここに論点があるわけでありまして、でありますから、一方では法律上は債務ではないし、他方では、道義的な立場から言つても、また、世界の全人類が希求しておられます世界の恒久平和への前

向きの姿勢からいたしまして、こういうものの解決というものは、この憲章の中の善良な隣人としての考え方に出發して行なわれたものならば、その結末もその精神に従つて行なわれるべきではないか、こゝで考へるのであります。こゝでいう点について一体政府はどういうふうな理解してアメリカと折衝したか。要するに、国民の非常な疑惑を呼んでおり、国民も今までの御答弁では理解することができませんので、私にわからせるようにすると同時に、国民に理解できるように、詳細なる御答弁を要求しておきます。

○小坂国務大臣 旧敵国、当時終戦直後としてはそういうわけでございますが、その国民を飢えから救ひ、しかもその国の経済再建のために、アメリカの国民すなわち納税者が自分の財布をはたいていろいろな物資を送り援助したといふことは、まさに非常な人道的な行為でありまして、これは非常に私も感謝をしておるのであります。この点については井堀さんの御意見と私も全く同意でございます。ただ、この援助について、われわれはこれはあつたかちようだとしてたゞでいいじゃないか、こゝでいう主張をいたしても、これは相手のあることであります。アメリカ側は、それはいいから、全部を返してくれとは言わぬが、何がしかのものは返してもらふ、こゝでいうことに先方の態度はきまつておるのであります。こちらだけ主張で先方を説き得なかつたかといふ点におそらく井堀さんの御質問の重点もあつたと思ひますが、われわれもできるだけこゝで強調いたしま

したが、これは、日本だけに対してそういう援助がなされたものではございませぬ。西独に対しても御承知のようになされておる。ところが、西独の場合は、御承知のように、西独はアメリカ地区、イギリス地区、フランス地区とそれぞれ占領地区がございまして、アメリカのほかにイギリスもフランスも援助したわけでありまして。ところが、一九五三年二月に協定をそれぞれ結びまして、イギリスが西独に援助した物資、またフランスが西独に援助した物資については、それぞれ七五％は返させておるのであります。アメリカが西独に対して援助した物資については、三三・一七八、すなわち三分の一返させておるのであります。そういう点を考へますと、日本だけの分をたゞにしろ、こゝで言うわけにもいかなかつた事情は井堀さんにおいてもお察しをいただけるかと存するのでございませぬ。すなわち、あとを考へまして、西独はちゃんとあの当時の援助を返した、同じ連合国に対して戦つた立場にある日本が、あのときはありがたうと言つたからもう全部たゞだ、こゝでいうことを言つておるといふことは、あととまで日本国民というものの矜持にかかわるといふ点もあつたかと思ひますのでございませぬ。ことに、あの金、また後ほど申し上げることでございませぬけれども、相当国内の各種の産業あるいは社会資本の再建に役立ちまして、今日では四千億からの金があるわけでございます。これをまだ今後とも運営していきけるわけでございます。かりに七分五厘に運営いたしたといたしましても、相当額になるわけでございます。これを今後十五年間に

二分五厘の利子ですから、それだけでも、利息だけでも五分違つてくるわけでございますが、現に四千億からある金の中から二千八十五億返さうというのが今度の考え方でございます。結局、私どもは、援助を受けたものの中の利息その他の果実をもつて払えて、しかも元金は残る、こゝでいうことでございませぬから、そのくらいのことでするのは当然ではないかと思つておるわけでございます。

なお、先ほどお話しした、在米の二世を含む米国人よりの自発的な援助、これはケア、ララ物資と申しておりますが、これは無償援助といふことになつておりました。この分は特に今度のガリオアの問題の解決の中には含まれておらないといふことでございませぬ。

○井堀委員 西ドイツの例をお引き合

いにいたしました。私は西ドイツと日本の場合を考へてみたいと思ひます。それは、一つには、先ほど来私どもと政府との見解の異なる基本的なものは、われわれは、債権債務という権利義務の思想よりは、もつと善良なる隣人としての高度の理想追求のための人類的協力関係といふものがこゝでいう問題の解決を推進していくものであるといふ立場です。こゝでいう点では、私には西ドイツは理解ができると思ひます。これは議論にわたることではあります。これは、なるほど戦後十数年になるのでありますけれども、実際、国民生活といふものは、こゝでいうアメリカの好意に対して直ちに金銭あるいはその他の物でこれに返礼をするといふにはまだ時宜を得ないと思ひ私の立場からであります。西ド

イツの場合は、すでに御存じのように、貿易収支の数字を見ましても、国民生活の実態を見てもわかります。うちに、日本のように低所得階層が生活にあえいでいるという現状とは違ふ。もちろん日本においても一部にはかなり高い生活を享受している者がないで、はありますけれども、これは私は全体をさすにはあまりに低い比例だと思ひます。あくまで、私は、西ドイツと比較する場合におきましては、西ドイツにおいては、経済的にもあるいは思想の上でも、国民は堂々とアメリカとあるいはその他の連合国と其の地位を競うだけの基礎ができておる点に違いがある。それから、いま一つの問題は、私は、法律的な解釈もさうでありまして、けれども、もつと實際問題から判断をいたしますと、日本が今国際収支のアンバランスに苦しんでおり、言いかえしますならば日本経済の危機をこゝから引き出すのではないかとと思われる。こゝでいう協定をするといふことは、先ほど来の議論の中でも明らかになつて、私は適切な時期ではなかつたのではな

いか。また、内容において、問題をこゝからお尋ねをしていくと明らかになると思ひます。こゝでいう点において、私どもは政府の態度をどうしても理解することができないのであります。

本日、準備も十分でありませぬので、ごく概略的な基礎的なものだけに質問をとどめまして、他日具体的の点をこれからお尋ねいたしたいと思ひます。それから、大体この程度で質疑を終ります。あとは保留いたしておきま

○小坂國務大臣 どうも、特に議論を申し上げるという意味でなくて、御参考でけっこうでございますが、ただいまの御質問の中にございました西独とわが国の経済力の比較でございます。

これは、西独の場合、一九五三年に協定を締結して、わが国は一九六二年に締結する、こういうことになるわけでございますが、その当時と比較してみまして、西独の一九五三年とわが国の一九六〇年を比較してみますと、国民所得におきましては、西独は二六三・三ドル、わが国は二九五・五ドル、また金の保有高についても、西独は当時一二・二億ドル、わが国は一七・六億ドル、かようになっております次第でございます。

○井堀委員 なお、タイ特別円の問題についても質疑をいたしたのでありますが、私の方の時間の都合もありまして、準備の都合もありするから、この点も保留をいたしておきます。後日御質問をいたしたいと思います。

○森下委員長 木村公平君。

○木村(公)委員 私は自由民主党を代表いたしました若千の質疑をいたしたいと存じます。

ただいま当委員会において最も問題になっておりますガリオア援助処理協定の問題でございますが、この結論は、債務性があるかないかということが結局問題の結論でございます。そこで、これについては昭和二十一年の七月に覚書が出ておるのでございますが、ちょうどその当時私は国会に議席を有しておりましたので、それを出しながら外務大臣にお尋ねをいたしていきたいと思います。

世間並びに野党の諸君が今なお、これが単なるお慈悲でもらったものである、債務性がないという議論をなさる根拠が私にはわからない。政府の方でもう少し明確に債務性があるということの根拠を示して堂々と御答弁をなさることが必要ではなからうかと私は思うのであります。

私が申し上げるまでもないと思いますが、ちょうどこの年、昭和二十一年四月十日に選挙がありまして、外務大臣も当時初めてお出になったのでありますが、私も私どもも当時一緒に出てきたのでありますけれども、その七月の二十九日付で連合国の最高司令部から日本政府への覚書が出てきておるのであります。これはいわゆる外務省で申せば指令第一八四四—Aという覚書であります。当時の覚書というものは、後ほど私はボツダム宣言の内容も申し上げたいと思いますが、この覚書はディレクティブとわれわれは了解いたしました。命令だと思っておったのであります。しこうして、最高指令官の覚書というものは、これは負けた日本としては動かしかねないものであるというふうな理解をいたしておったのであります。その覚書によりまして、その4項に、「支払条件及び経理に後日決定される。」、こうあって、署名者は当時の高級副官のジョン・ビー・クーリー大佐であります。しこうしてその債務性を最も如実に表現しておると思われは、1、2、3いずれにもあります。が、たとえば1の項を見ても、

「米国のその他の供給地から日本に到着する穀類、その他の生活要物資は、将来日本の消費に充たせられる。」、それから、これを受け取ったところの

貨物の品名はできるだけ詳細にこれを司令部の方へ受取書を出せということを書いてある。さらにまた、「損傷、抜荷、せつ盗、その他の損害危険より貨物を保護し、貨物が常時適当な管理下におかれるよう貨物を保管すること。」「義務づけられたるのでありま

す。さらにまた、「貨物が連合国最高司令官の放出許可発給前に分配せられることのないよう保証すること。」「が義務づけられておる。そして、本件に関するしては、昭和二十一年四月十一日付連合国最高司令部発日本政府へて覚書「輸入食糧の保管及び分配に関する記録保持の件」というのが出ておる。

このディレクティブが政府に出されて、政府は昭和二十一年の九月の末の国会においてこれを朗読されておるのです。そして、そのときわれわれは全員これに対して感謝と同時に承認をしておる。こんな重大な覚書を持つておりながら、今どきになって債務性があるとかないとかいうようなことを野党の諸君、国民の諸君に言わしめておるといふことは、PRも足りないかも知れませんけれども、政府の怠慢と言わざるを得ない。これほどはっきりした証拠がある。この証拠があるにもかかわらず、なおかつそのようなかばかたことを野党に言わせておくということは、まことに心外でございます。

しからば、そのディレクティブの信憑性、ディレクティブといふものがどのようにに当時力を持っておったかということは、降伏文書を見てみれば明らかでございます。「下名ハ茲ニ「ボツダム」宣言ノ條項ヲ誠實ニ履行スルコト並ニ右宣言ヲ實施スル爲メ聯合國最高司令官又ハ其ノ他特定ノ聯合國代表者ガ要求スルコトアルベキ一切ノ命令ヲ發シ且斯ル一切ノ措置ヲ執ルコトヲ天皇、日本國政府及其ノ後繼者ノ爲ニ約束ス。」「天皇及日本國政府ノ國家統治ノ權限ハ本降伏條項ヲ實施スル爲メ適當ト認ムル措置ヲ執ル聯合國最高司令官ノ制限ノ下ニ置カラルモノトス」とあります。一九四五年九月二日午前九時四分日本國東京灣上ニ於テ署名ス」ということで、重光葵が署名しておる。そして、当時の「日本帝國大本營ノ命ニ依リ且其ノ名ニ於テ」梅津美治郎大將が署名しておることは御記憶の通りです。重光さんは今おりませんけれども、これはよく知っておる。そして、それに対して、連合国最高司令官、合衆國代表者、中華民國代表者、連合王國代表者、ソビエト社会主義共和國連邦代表者、オーストラリア連邦代表者、カナダ、フランス、オランダ、ニュージーランド等の代表者が全部このボツダム宣言に基づく降伏文書というものを認めておるわけです。しからば、この降伏文書というものが最も根幹となつて、これに基づいてディレクティブが出てくるわけです。しこうして、このディレクティブというものが、小坂大臣が御当選なさつた昭和二十一年の七月二十九日付に日本政府に來ておる。これをなせもつとはつきり野党の諸君にも申し上げないのか。こういふようなはつきりした文書がある。返しますと書いてあるじゃないですか。

さらにまた、私は不思議で仕方がないのは、当時われわれはガリオア・エロア資金をもつてアメリカに行つた。私も内閣委員長として行つた。そのときには社会党の戸叶君もおつた。それから山花秀雄君もみんなおる。その金はガリオア資金で行つておるのです。日本政府から金をもらったのではない。われわれは、将来それを返すべきものだと思つて、堂々と行つた。ところが、その後の交渉において、あの金は返さなくてもよろしいということになつて、四分の一に下げられたときにあなたの方のお手柄によつてそれは削られたから、今は支払い義務もないかもしれないが、戸叶も行つておるじゃないか。もう一人女の人がおる。何とか自転車屋、これも行つておる。こういう者が行つて、山花秀雄君も行つておる。みんな行つておるじゃないか。ガリオア・エロア資金でもつてアメリカに当時國政調査あるいは行政調査という名目のもとに行つておるじゃないか。たまたまそれは日本政府の力によつて返済の義務を免れたからといって、今こうになつて債務性がないなんということを言うことははなはだわれわれは不可解です。

従つて、ここで何べんも何べんもすでにあなた方は同じようなことを繰り返されて言つておられるのでありますけれども、これは大事な点であります。から、この点について、債務性があるかないかの点について、もう一度われわれに向かつて十分明らかにしてもらいたい。政府の果次の声明によつて、援助は債務性を有するものであつて贈与ではないという根拠は十分明らかにされておるとは考へる。しかしながら、私が十分に言うのは、今私が読み上げました覚書のことです。これは本協定の基礎をなす最も重要な点ですから、国民に対して十分意を尽くしてこ

れを理解せしめる意味においても、この覚書について、大臣、あなたの口から、確かにこの覚書は政府が受領した、しこうして国会もこれを承認したのだ、満場一致感謝とともに承認をした、しこうして、覚書の4項には明らかに「支払条件及び経理は後日決定される」とあり、署名者はジョン・ビー・クローリー大佐である、このことを御答弁いただきたい。確認をしていただきたい。

○小坂国務大臣 まことに適切な御注意をいただきまして、政府も従来から申し立てはおりますことですが、さらに、私としまして、木村委員の仰せられるように、この点をここで明確に申し上げる必要を痛感いたす次第であります。

お言葉のように、これはAPO五〇〇という文書で、スキャップン一八四四—Aという一九四六年七月二十九日に発せられた司令部のディレクティブでございます。これによりまして、日本政府は常に食糧の放出を連合軍総司令部に対してこちらから懇請して、当時としては要求と言いませんで懇請という言葉を使っておったわけですが、それによって、司令部の方は、日本政府はこの書き物を承認の上で食糧その他の放出を受けるということ、で、先方はこの放出物資を出しておったわけでございます。従いまして、もうこの債務性というものはこの一点できわめて明確であると存する次第でございますが、これには、御承知のように、今仰せられたように、支払いの条件等については後日これを決定するといふことが明確になっておるのでございまして、今、感謝決議をしたからあれはただだ、あるいはアメリカの道義

心によって援助がなされたのであるからこれはただだという、こういう議論は通らぬのでございます。しかしながら、この援助を受けたものが全部債務であるかどうかということになりますと、そうではない、こういう意味において、われわれは債務と心得ております。返すときが来ればその何分の一かを債務として確定しようということ、債務と心得ておったわけでございます。世上、往々にして、債務性を明確にするためには憲法八十五条による国会の承認を求めなかつたかという意見もあるものでございますが、そんなことをすれば、援助すなわち債務になるのでございまして、われわれは二十億程度のものを支払わなければならなくなるのでございまして、そういう意味において、私ども、歴代の政府並びに自民党のとつておったこの解釈は全く正しいものと考えておる次第でございます。

○木村(公)委員 この覚書が根本でございまして、覚書についてもう一言お尋ねしておきたいと思ひますのは、先月の二月六日の衆議院の本院議におけるあなたすなわち外務大臣の説明に對して、社会党の代表質問に立ちました戸叶議員は、占領軍の覚書などは、米国の一方的な意見を表明したものにすぎないもので、援助が贈与ではないという根拠にはならないといふことを述べておるのです。速記録を読んでも、とそう述べている。驚き入った話ですけれども、一体、こういう債務性を確定に認めておる覚書に對して、歴代の内閣、片山内閣も含めまして、異論をはさんだような歴史があるかないかという点について一つ一ぺん聞き

たいと思ひます。おそらく歴代内閣はこの覚書をそのまま承認しておる。この覚書は間違つておるか、債務性はないと言つたことはないはずで。そのまま感謝して受け取つたのであります。今日まで歴代内閣は異議を一ぺんもはさんだことはないと思ひますが、いかがですか。

○小坂国務大臣 全く仰せの通りでございまして、この歴代内閣中一番援助物資を多く受けましたのは、当時の片山内閣でなかつたかと存するのであります。それは、その当時としては、インフレは高進して諸種の経済混乱がございまして、やはり終戦直後の関係から昭和二十三年ごろまでが一番日本経済のまた日本国民生活の受難期でございまして、そういう意味で非常に多くこちらから食糧その他の援助物資の放出を要求して、そして先方に受け取つたといふことでありまして、それはディレクティブにこう書いてあるがただでしようななどということは毛頭言われたことがなかつたのであります。

○木村(公)委員 次に、大事なことでございまして、明確な御答弁がいたされたのであります。二月六日の衆議院の代表から、ガリオア援助に對する昭和二十二年七月五日の衆議院の感謝決議に言及して、占領軍の食糧放出に国民を代表して感謝決議をしたのだ、同じ衆議院議員を代表して今度は援助は借金であるという主張を聞くことが、こゝろいじやないかと言つておるが、政府は黙つておるのですか。その

ときは、われわれも感謝決議をした一人ですが、ほとんど国会議員でもあつたの米がなかつた時代です。イモばかり食つておつた時代です。そのときに放出物資をもらつて感謝せざる者がどこにあるか。金のあるなしの問題じゃない。支払い義務というものは、その前にわれわれは債務であるといふことは百も承知しておりましたよ。債務であつても、幾ら高くても安くても、物をもらつたといふことに對してわれわれは全國民を代表して感謝をいたしましたことは、おそらく外務大臣も当時国会議員でしたから御記憶であらうと思ひます。なぜあなたはばかかことをい

つまでも言わせておくのですか。感謝決議をしたからもらつたんだというやうな、そんなばかかことをなぜ言わたのですか。その前に覚書が出ておるじやないか。それを百も承知の上で、われわれは、しかしながら物のないときに物をいただいた、腹の減つたときに米をもらつた、うれしいといふことで、小坂さんも私も一緒に感謝決議をしたのじやないか。社会党の諸君も感謝決議をしたのだ。一人残らず感謝決議をした。これは、金がただだから感謝決議をした、そんなさもない根拠をわれわれは持つていない。幾ら高くてもよろしい、一々あの時分は金よりも物の時代、米のない時代です。米をもらつた、小麦粉をもらつた、トウモロコシをもらつた、そしてスーフがでる、ありがたいたといふので、われわれは国会で感謝決議をしたと思ふのですが、感謝決議をしたからただであつたやうなといふことに對して、どのような御見解ですか。もう一度伺つておきたいと思ひます。

○小坂国務大臣 われわれがたとえは借金をしたといふ場合に、これは必ず返すとわかつておつても、金が必要なきに借金をすれば、ありがたうといふのであります。そのときありがたうと言つたからあの借金はただだといふのは、世間では通らぬと存じます。今の御説は私も全く同感であります。その当時の感謝決議は、木村さんと私も一緒にやつたわけですが、輸入食糧の放出について感謝をしたのであります。輸入食糧といふことから参りますと、すでに輸入といふものは金を払つて入れるという前提があるわけであり

ます。しかも、当時、國民は、あの物資をただでもらつておつたかといへば、ちゃんと金を払つてもらつておつた。その払つておる國民の代表として、われわれは国会において感謝決議をした。すなわち、当時、外貨もない、食糧その他が手に入らない、そのときに、外貨もないのに輸入ができ、その輸入の食糧が放出されるという点について感謝をしたのでございまして、こゝろいじやないかと言つたからただだといふやうなことは、私は、今後日本民族は世界を大手を振つて渡れなくなると思ふのです。さうな考えを持つております。

○木村(公)委員 感謝決議は、有料であつたや無料であつたや、当時としてはまことにありがたいたといふので感謝決議をした。だから、感謝決議に對する政府の見解は明らかにされたわけですから、わかつて。そこで、もう一つお尋ねしておきたい。お尋ねというよりも、大声疾呼して全國民に訴ふるために、あなたの口から何つておきたいことがある。これ

は、去る三月二日、衆議院の予算委員会において、社会党の代表でしより、横路節雄という人が発言をして、ガリオア援助に対し、ヘーグの陸戦法規や極東委員会の決定を引用して、ガリオア援助は占領軍として当然の義務を果たしたものであって、これに対して代金を支払う必要はないのだという趣旨を述べたが、もしもそんなばかげたことを、まあ社会党の代表でしよりが、今ごろ言い出すとするならば、私はあなたにお尋ねしたい。あなたはどのような御答弁をなさったか知らぬが、社会党がほんとうにこのような立場を今なおとっておくとするならば、占領中の国会においてガリオア援助に対する感謝決議なんかなぜやったのですか。当然もたえるものなら、感謝決議をする必要はないじゃないか。ヘーグの陸戦法規、それから極東委員会の決定から見れば、当然よこすのはあたりまえなんだ、日本の窮民を救うのはあたりまえである、日本の国民にあれを出すのはあたりまえだというような考え方であるとするならば、なぜ感謝決議を社会党が首頭をとってやったのですか。社会党の諸君に私は伺いたい。あの諸君たちは、アメリカに行くとか社会主義とは言わないで社会改良主義と言っておる。それと同じようなことで、私は不思議で仕方がない。そんなものは感謝決議をしたのだからただでもらったのだと言いかと思ふと、今度は、ヘーグの陸戦法規などを持ち出して、こういう法規があるから当然もらうのはあたりまえだ、そんなことは何も喜ぶ必要はないのだと言ひわけです。こう言ひながら感謝決議をしておる。矛盾もはなはだしいと思ひるので

すが、今の陸戦法規とか極東委員会の決定というものからみ合せて、一つあなたから明確な御答弁をいただきたいと思ひます。

○小坂国務大臣 ヘーグの陸戦法規の四十三条は、よく社会党によって引用されるのでありますが、横路委員もこの点を引用されておられます、すなわち、これを読んでみますと、「国ノ権力ノ事実上占領ノ手ニ移リタル上ハ、占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ、成ルヘク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スルヲ施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ尽スヘシ」、こういうことになっておるのであります。これは、御承知のごとく、一九〇七年にできたものであります、當時は、占領について、今回の第二次大戦後の占領のような長い期間のあいだ大規模な複雑な占領といふものは予想されておらなかった。短期間の場合について、占領軍がその地区に行つたらその国の法律を尊重して社会秩序をできるだけ乱さないようにし、なお公共の秩序、生活等を確保するために一切の手段を尽くせと言つておるのであります、この規定からは何もただで占領軍がその地区の治安、生活確保のための一切の手段を尽くせといふことは出てこないわけでありまして、今日になりまして、平和条約の規定を見ますと、ヘーグの陸戦法規を越えるような規定がたゞさん出ております。御承知でありますように、平和条約の十四条とか十五条とか、あゝ規定は、ヘーグの陸戦法規当時とは全く考えられなかつた規定であるわけでありまして、ここにそう書いてあるからといって、このガリオアその他の援助がただであ

るといふことは、全く牽強附会の議論であると思ひます。かてて加えて、一九四七年六月十九日の極東委員会の決定がございまして、降伏後の対日基本政策というのがございまして。この中に、日本の輸出代金は、「占領に必要な非軍事的輸入であつて、降伏以來すで行なわれていたものの費用に對し支払をするためにこれを使用することが出来る」、すなわち、この非軍事的な輸入、占領の間におきますガリオアその他の援助といふものは、これは軍事的なものではない輸入であるといふことが明らかにされております。ここに債務性がはつきり出ておるのであります。この一九四七年六月といふのは、社会党の片山内閣の時期でありますので、こういうことが出ました以上は、それはヘーグの陸戦法規に違ひじゃないかと當時一言でも言つておられますと、先ほどの議論が生じるわけでありまして、今日になつてそういうことを申しまして、これはなかなか事柄の性格上通らないことでもあり、かつまた、払うときになつて、いやだといふためにこういう規定を援用することとは、私は筋の通らない議論だと存じます。

○木村(公)委員 もう一、二点お尋ねをいたしたいと思ひますが、ガリオア援助が債務性があるといふことは明確になりました。

そこで、もしガリオア援助が返済すべきものであるとするならば、今回の協定に定められた返済の金額並びにその条件がはたして妥当であるかどうかといふことがおのずから議論になつてくると思ひます。一つこの機会に、この協定に定められた返済金額並びにそ

の条件がどこと比べても妥当である、むしろ日本政府の力によつて、もう少し出さなければならぬものを買けてもらつたくらいなことを、この機会に明らかにしていただきたいと思ひます。

す。それから、五億五千万ドルと言つておつたこともございまして。そこで、私もこれは、これ以上——日本の経済も非常に復興し、国民生活も安定して参つておる。それで、やはりアメリカと對等のつき合ひをしよ、日米對等のつき合ひをしよ、日米對等だといふことを強く言つております建前からしても、いずれはこの話はしますといふことでいつまでも引つ張るわけにもいかぬのじゃないか、むしろこの際は自分の方から払うと言つて出れば、先方も意氣に感じて十分われわれの主張も入れてくれるのじゃないかといふことで、今回話を始めたわけがございまして、その結果、実は非常に、私が申しますと何でございまして、私が申し方は今までの非常に大膽の譲歩をいたしまして、そして四億九千万ドルになつたわけがございまして、これは、まず第一点において、西独の場合には、アメリカの支払つたと言つては金額に對して、これに三分の二切り捨て、三分の一支払という方式を適用したわけがございまして。日本の方は、実はそういう証拠がないといふので、日本の受け取つたと思はれる証拠、それも総司令部がこちらに残していった資料を寄せ集めて、それを一つ一つ丹念に計算いたしましたして十七億九千万ドル近いものを算出したしまして、それをもとにして計算をいたしました。その点でも西独より非常に有利になつてゐる次第でございまして。その点が非常に大きいのでございまして、なお、私も、金額をきめるに際しまして、これはこちらの都合でございまして、先ほど申し上げましたように、こちらに相当の金額がたまつておる。このた

○小坂国務大臣 ガリオアの返済については、昭和二十八年にドイツは同じような性質のものをすてにアメリカに支払うという協定を結んでおります。當時、ドイツは、三十億ばかりガリオアあるいはE.C.A.の援助を受けまして、それを十億ドル払うといふことを約束したわけがございまして。それで、日本にも払うようにという話が昭和二十九年からあるわけがございまして。そこで、昭和三十年には重光さんが當時外務大臣でアメリカへ参りまして、共同声明を出しまして、すぐ交渉をいたしまして、こういうことを約束いたしましたのでございまして。そこで交渉が数回持たれたのでございまして。それ以來、事あるごとにアメリカの方では、ドイツが払つてゐるのになぜ日本は払わな

いのだ、こういうことを日本政府に対して申し立てておるのでございまして。しかし、この話があつたことはまあ内緒にしておいてくれ、日本の国内でもなかなか議論がうるさいからというやうなことを言つて、それは事實話を受けながら世間に発表してない趣がずいぶん何回もあるわけがございまして。その間の実情が二、三漏れておりますのは、ある時期においては、アメリカは六億四千万ドル返してもらいたい、こういうことを言つておる時期もございまして。これはアメリカの二十億近い援助に西独の返済率をかけてみれば大体そういうことになるわけがございま

す。それから、五億五千万ドルと言つておつたこともございまして。そこで、私もこれは、これ以上——日本の経済も非常に復興し、国民生活も安定して参つておる。それで、やはりアメリカと對等のつき合ひをしよ、日米對等のつき合ひをしよ、日米對等だといふことを強く言つております建前からしても、いずれはこの話はしますといふことでいつまでも引つ張るわけにもいかぬのじゃないか、むしろこの際は自分の方から払うと言つて出れば、先方も意氣に感じて十分われわれの主張も入れてくれるのじゃないかといふことで、今回話を始めたわけがございまして、その結果、実は非常に、私が申しますと何でございまして、私が申し方は今までの非常に大膽の譲歩をいたしまして、そして四億九千万ドルになつたわけがございまして、これは、まず第一点において、西独の場合には、アメリカの支払つたと言つては金額に對して、これに三分の二切り捨て、三分の一支払という方式を適用したわけがございまして。日本の方は、実はそういう証拠がないといふので、日本の受け取つたと思はれる証拠、それも総司令部がこちらに残していった資料を寄せ集めて、それを一つ一つ丹念に計算いたしましたして十七億九千万ドル近いものを算出したしまして、それをもとにして計算をいたしました。その点でも西独より非常に有利になつてゐる次第でございまして。その点が非常に大きいのでございまして、なお、私も、金額をきめるに際しまして、これはこちらの都合でございまして、先ほど申し上げましたように、こちらに相当の金額がたまつておる。このた

す。それから、五億五千万ドルと言つておつたこともございまして。そこで、私もこれは、これ以上——日本の経済も非常に復興し、国民生活も安定して参つておる。それで、やはりアメリカと對等のつき合ひをしよ、日米對等のつき合ひをしよ、日米對等だといふことを強く言つております建前からしても、いずれはこの話はしますといふことでいつまでも引つ張るわけにもいかぬのじゃないか、むしろこの際は自分の方から払うと言つて出れば、先方も意氣に感じて十分われわれの主張も入れてくれるのじゃないかといふことで、今回話を始めたわけがございまして、その結果、実は非常に、私が申しますと何でございまして、私が申し方は今までの非常に大膽の譲歩をいたしまして、そして四億九千万ドルになつたわけがございまして、これは、まず第一点において、西独の場合には、アメリカの支払つたと言つては金額に對して、これに三分の二切り捨て、三分の一支払という方式を適用したわけがございまして。日本の方は、実はそういう証拠がないといふので、日本の受け取つたと思はれる証拠、それも総司令部がこちらに残していった資料を寄せ集めて、それを一つ一つ丹念に計算いたしましたして十七億九千万ドル近いものを算出したしまして、それをもとにして計算をいたしました。その点でも西独より非常に有利になつてゐる次第でございまして。その点が非常に大きいのでございまして、なお、私も、金額をきめるに際しまして、これはこちらの都合でございまして、先ほど申し上げましたように、こちらに相当の金額がたまつておる。このた

まってお金をごさいまするけれど、実はこの金は電電公社に入ったりあるいは住宅公団に入ったりいろいろいたしておるわけでごさいます。そこで、一応入ったその金が今度政府出資で産投会計へ入っているわけですから、ただの金を使っているわけでありまして、ところが、ただの金を出資しているからといってこれを引き出して使いますと、全部の産投関係の財政投融資の計画に狂いを生じます。そこで、開発銀行が貸しておる金、この開発銀行だけにしほって、これの納付金あるいは回収金、そのもので払うというようにして参りますれば、これは一般の財政計画に傷がつかぬで払えるのでございまして、その範囲というにとに四億九千万ドルならば払えるという事で、そこで手を打ったわけでごさいます。この点は、たとえ話を申し上げて恐縮でございますが、私が木村さんから非常に困って援助を受けた。私がそれを品物で受けた。その品物を川村さんにお渡しした。そこで、川村さんはその品物を買つて下さって、私に金が入ったわけです。その金で私は家賃を持続した。その家賃をもつてだいたい家賃が入ってくる。そこで、木村先生から品物の援助を受けるときには、これはいつかまたお返ししますが、その返す条件その他はあとで御相談しますと約束しているわけですから、そこで、家賃の上がりでも木村先生にお払いするというにしました。こういうわけですね。もとの家賃はそのまま手つかずに私の財産になる。私の手に残る。これならば私は国民に迷惑をかけることはない、こういふふうに考えておるわけでごさいます。しかも、な

お欲をかきまして、このお返しする金にはまたさらに条件をつけたわけですね。この金は、自分のところのむすこが今後いろいろ木村先生にお教え願いたいから、そこで返すけれども、そのうちの一部をむすこの留学の金にしておいて下さい、よろしいと木村先生が言われたので、これが日米文化交流の基礎になって、二千五百万ドル、これは日本にあるわけですね。もう一つは、木村先生も慈悲深い方だから、これは一つ岐阜県の方で十分使つていただきたい、そういう条件もつけてあるわけでごさいます。

以上御報告申し上げます。

○木村(公)委員 外務大臣お忙しいようでごさいますので、最後に一点だけ伺いたいと思つておるは、この間座談会を聞いておると、勝岡田清一君だつたか、奇怪なことを言つておる。これは二重払いじゃないかと言つておる。あの人もあれわれと一緒にいたくらいの経歴を持った古い人だと思つておるが、当時のことを知らない。放出物資と称せられる当時の物を、われわれ金を政府に払つていただいていた。ただでもらつたことは一べんもない。トウモロコシの粉が何か知らないが、あれでも必ずしも私どもはお金を払つておつた。その金が積み立ててあったのでしよ、結局、その積み立てた金を初めて日本の政府は向こうの政府へ覚書か何かに基づいてお払いになるという事でしよ。二重払いという説は、どこから出てくるか、私にはわからない。その中のだれかが言つておるが、これも何かごたごたとして話しておつたので何が何だかわからないが、どこ

から二重払いということが出てくるのですか。

○小坂国務大臣 答え申し上げます前に、もう一つ、今のトウモロコシや何か食えないものをもらつたのじゃないかという議論がございまして。それは一部分的にはそういうものはないとは言えないと思つてございまして。ところが、その議論の際に、西独は食えないものはみな突つ返した、日本政府はだらしがなくてみなもらつてしまつた、こういう議論がある。私は、これは一つの問題だと思つて、西独に問ひ合はせたい。ところが、西独政府の申しすには、そういうことはございませぬ、当時西独は、アメリカやフランスやイギリスや、ソビエト地区は今東独になつておるわけですが、そういう国が分かれて占領しておつたので、全部地方政権だつた、今の政府のように、日本の政府のようなものではなかつた、そこで、その地方政権が占領軍に対してそれは要らぬなんというところはとつてい言えたものじゃない、それで、みなもらつたのだ、みな援助を受けたのだ、こう申しております。ところが、アデナウアーが一九四九年九月に単一政権を作りまして、そのときに全部それを引き継いで、アメリカとの間に援助物資に関する協定を結んで、いわゆる債務性というものをそこで明確にした。日本の場合はそういうことをしなかつた、だから債務性がなしじゃないかという議論がございまして、日本では初めから政府があつたわけですね。木村先生御承知のように、歴代、社会党が入つても、日本政府であることに変わりはない。ですから、そんなことをしないで、さつきおつ

しゃつたスキャップ、阿波丸協定等もあるから、それでいいのだということになつておるといふ事情でございまして。

それから、二重払い論でございまして、これは私も實際わからない。なぜ二重払いか。少なくとも国民は政府に金を払つておるわけですね。政府はその金をふところ持っておるわけですね。政府とアメリカとの関係は、まだ一回も払っていない。一回も払っていないものを一回払いの何で二重になるか。これには全く私は理解できない。だから、これは当然のことじゃないか。もし政府が一度も払わなければ、これは日本政府が悪いのです。国民からもらつた金を自分のふところにねこばはしていたことになりませんか。どうしてこれは払わなければならぬ。そこで、二重払い論というものが出ておりますが、それはどういふことかと申しますと、国民はそういう金を払つて政府の国庫に入れた、それをもう一度政府が何か新しい税金を徴収してアメリカに払えば、政府としては、一回援助物資の代金を国民からもらう、さらにまた国民から代金をもらうのは二重じゃないか、こういう意味だろうと思つておる。それは白昼横行する議論としては私ははなはだ粗末な議論だと思つておる。存じますけれども、しかし、かりに百歩を譲つてそういう議論にお相手する場合でも、今度の場合は、先ほど申し上げたように、開銀の回収金、納付金で払えるのでございまして。当時見返資金で二千九百九十九億圓というものを昭和二十四年に積みまして、それから営々とそれが利子をかきで四千億になつておる。そのうちから二千八十五

億圓払うのでございまして、もとの二千九百億圓というものはそのまま手つかずに残るのでございまして。残るのでございまして、これはもう全然二重払いにならぬ。そのために新たな国民の負担を課するものではない。従つて、二重払い論というものはおかしいのですが、かりにそういう議論に应诉するにしても、二重払い論というものはいづれの面から見ても成り立たない、かように思つております。

○木村(公)委員 大体よくわかりました。

そこで、最後に注文なんです、こんなばか問題、債務性ありやなしやという事で今ごろごたごたやつておるといふことは、私もよく見ると実に心外です。特に、ポツダム宣言から出てきたところのディレクティブ、覚書によつてこの問題の一番初めは基礎づけられておるわけですね。その覚書には、はっきり、「支払条件及び経理は後日決定される」といふことで、ジョン・ビー・クローリー大佐が署名しておる。これをまずごなたにもわかるように政府は一つPRをなさる必要がある。それと同時に、二重払いなんというはかげたことを言われたいために、政府はあらゆる機会を見つけてこの覚書を国民に知らせる必要がある。うちらの院内のことはよろしい。院内のことは、ここまでくれば、われわれが野党の諸君とどんな対決をしつてでも、この債務性のあることははっきりさせる。どんなことでもできますが、院外でつまらないことで政府が誤解を受ける、手党が誤解を受ける。だから、この機会に、あくまでもこれはポツダム宣言というものが前提であり、

そのポツダム宣言から発せられた二十一年七月二十九日付の連合国最高司令官から日本政府に於てられた覚書、その覚書を明確に皆さんに配付するばかりじゃなくて、これを日本じゅうに見せなければいかぬのです。それがためにどうしても支払わざるを得ないものだということを国民に理解させる努力を、私はもう少しお続けになることを、政府に要望いたします。

今までのあなたの御容弁によつて大體明確になつてきたわけですが、感謝決議は、ただでもらつたから感謝決議をしたのじやないということは、われわれが当時感謝決議をしてゐるのですから、われわれが一番よく知つてゐるのです。あとから議席を持たれた方は御存じないはずす。ただでないということはわれわれが一番よく知つてゐる。われわれは後日返さなければならぬということを知承しておる。その上で感謝決議をしてゐる。これが何より

で感謝決議をしておる。これが何よりの証拠です。私は当時の憲法改正委員会の委員ですから、憲法の問題でもいづれでも何おうと思つておる。だいたい違つたことばかりやつておる。ただいまの問題でも、横路君だと戸叶君という人は間違つたことばかり言つておりますから、一つ国民に大いにPRをしていただくことを要望いたします。で、私の質問を終わります。

○森下委員長 通告順に質問を許可いたします。藤井勝志君。

○藤井委員　大へん時間がおそくなりまして、まことに恐縮でございますが、聞きますと外務大臣の方では多少時間の余裕もあるようでございますので、私は端折って一つ問題を提起いた

しまして、当局の御答弁を願いたいと思ふのでございます。

私は本日は特にタイの特別門の問題に關連した質問をいたしたいと思うのでございます。同時に、私は、もちろん外交方面については議員生活も非常に浅くはいわばずぶのしろうとでございますけれども、昨今の外交論議を予算委員会その他でいろいろ聞き、いろいろの面においては問題を感じます。私としては、いずれ次の機会に、総理大臣の御出席も仰いで、外交論議に関する基本的なかまえてについていろいろお話を申し上げたり、質疑をいたしまして、当委員会の確認を得まして、今後外交論議を軌道に乗せていただきたいという考えを持っておりますことを一つあらかじめ申し述べておきたいと思ふのでありますが、きょうは不幸にして野党第一党の社会党の諸君の姿の見えないことをまことに遺憾に思ひわけでございます。

ところで、このたびタイの特別円協定が一応成立いたしましたので、今後東南アジアに対して日本も大いに経済協力を背景として進出する一つのきっかけができたということは、いわゆる大所高所から私は非常にけっこうなことだと思ふのでございますけれども、ここに二、三問題を指摘いたしましたので、外務大臣の明快なる御答弁をお願い申し上げます。

その第一は、戦時中の特別円勘定設定の根拠と相なりました日・タイ同盟条約並びにこれに関連する一連の両国間協定は終戦直後終止符を打たれたのでありまして、従つて、特別円勘定残高を日本が返済をしなければならぬという法的な根拠はないではないかと

いう意見が出ておるようでございまして、これは一般国民の受けから言うと、なるほどそうではないかというよりな感じがも受け取れるように思うのでございます。この点についての経緯と内容につきまして、外務大臣から明確なる御答弁を承りたいと思うのでございます。

○小坂國務大臣　お答えを申し上げますが、御承知のように、日本とタイとの關係は、昭和十六年に日・タイ間と同盟条約ができて、十七年にタイは米英に對して宣戰布告をいたしたもので、そういう關係で、日本の軍人もバンコックを中心としてタイに非常に多く行っておりまして、大体二万人ぐらいの人が行つておたつたわけでございます。ところが、終戰間近になりますと、ビルマからタイの方に移つて参りました軍人も多くなりまして、十二万人ぐらいの軍人がおたつたわけでございます。そういう軍人の非常に多いタイ

における軍費をまかなうために、日・タイ間に特別門勘定ができて、つげよつての決済、すなわち、日銀の帳じりに特別門の勘定じりを置きまして、そして、タイの軍費を現地においてバーツでまかなつて、日本からこれを送つておる、こういう形を特別門協定においてとつておつたのであります。ところが、この特別門協定の中には金約款がございまして、この決済は金ですということを書いてございまして、一方において、この金したけれども、一方において、この金約款というものは、その当時の事情ではそのままに実行しなくてもよいのだという了解事項がうしろにくつておつたわけですね。従つて、一時全額金で送つたこともあつたようであります。

が、だんだん日本の財政状態等も逼迫して参りますにつれて、あまりそういうことを実行しなくなつて、そして終戦を迎えたわけでございますが、今藤井さんのお話のように、昭和二十年九月十一日に、タイ側から、この日・タイ間の特別門に関する協定、また両国大蔵省の協定、覚書も含めて、これは終止したものとみなすという廃棄通告が来たわけです。そこで、この通告を受けました以上、これ以後の日・タイ間の特別門の問題は問題にならぬわけでございますが、そういう協定廃棄が週及するかどうかということになれば、これは週及はしないわけでございます。そこで、日銀の帳簿じりに約十五億円のものが残つておつたのであります。これをどうするかということですが、特別門の協定が廃棄されましたので、この十五億円をいかに評価するかという評価の基準がなくなつてしまつたわけです。そこにタイ特別門の

問題があるわけです。

そこで、タイ側によれば、その後この協定というものは商業勘定として残っておるんだから、これは決済してもらいたい、日本の方でも、一応これではできるだけ安くしてもらうという考え方です、協定もお互いになくなったんだし、互いに敗戦国なんだから、そういう請求権というものはお互いに言うのはやめようじゃないかということを言つて交渉した経緯もございます。ございますけれども、やはり、お互いの私生活でもそうでございますように、お互いが同盟を結んでおつたのがなくなつたからといって、銀行の預金残高までゼロになるといふ議論は成り立たないのであります。従つて、いろいろ

交渉しまして、昭和三十年、御承知の三十年協定を結びまして、そして、全体を百五十億圓というふうにタイ側は強硬に主張いたしましたので、そのうち五十四億圓、これは、金を送るときめておつて送つてない分と、それから、金を支払うということを約束しておつてまだその約束が実行されていなかった分、これが九トン何しし金でございまして、前者が〇・五トンくらいの金でございしますが、これを評価して、当時、金を売却するという約束をしておつて残つておつたものが当時の価格で四千四百万圓あつた、これを当時の一グラム四円八十銭という金の価格で割つてみて、九・一七何がしトンというものを算出して、四千四百万圓を十五億圓から引いたものと、今申し上げた二つのものを足しまして五十四億圓というものを出し、これをスワタリーング・ポンドでタイに支払つたわけですが、タイ側の方では、先ほど申したように、いろいろ向こう側の基準というものを持っておりまして、たとえば十五億圓を一ポンドが十一パーセントというので評価すれば三百五十億圓になる、それだけ、いやそれはいかぬというので、それが二百七十億圓に折れ、それが今申し上げた百五十億圓に折れてきたわけですが、ところが、タイ側として見れば、百五十億圓まで折れたものを、日本が五十四億圓と言ひ、九十六億圓は投資かクレジットの形で供給すると言つておるけれども、自分の方がさんざん折れたあげく、五十四億圓しかもらえない、あとのものは決済されると思つたのに逆にタイの借金になったということでは、これは何とも納得し得ない、こ

う言うのでございます。この関係が解決しないために、藤井さんもタイへおいでになりました。あの辺の事情はよく御承知と存じますけれども、どうもこのままいくと日・タイ関係が非常にまずくなる、こういう状況でございます。したので、われわれ、何と申しますか、アジアにおける日本の立場がここまでするまで高揚されて参りましたので、アジアにおける友邦タイの立場も考え、いわゆる大所高所に立つて今回の問題を解決した、かような事情でございます。

○藤井委員　ただいま外務大臣の御答弁で、私も最初に質問申し上げました点については一応理解できたわけでございます。なるほど外交は相手のある話であるということをしみじみと今度の問題交渉の経過を通じて私も感じておる一人でございまして、幾ら日本の言い分が理屈が通り、正しい手順を踏んでおつても、相手もまた言い分、立場というものがあつても、この問題については、特に協定第二条に書かれております九十六億のこの金に対する問題は、条約の文面を見ますと、あくまで借り金と、やはり借入金、こういった線になつておることは、これはだれも気づくわけでございまして、これはやはり、タイの国民感情をいろいろ考えますと、理屈はいろいろありましても、結局日本が戦争中にタイの経済から吸い上げたという事実に変わりはない。それを今度は日本から借金で取引をする、関係を解決するということは、なるほどタイの国民感情から考えますと無理からぬ。そして、この問題をいつまでも突っぱつておると、問題が解決しないし、

これからの日・タイ関係のために好ましくないということもわかります。私も去年の八月一日から約一カ月間タイを中心にしてぐるぐる数カ国を回つたわけでございまして、まさにタイは東南アジアにおいて最も政情の安定した国でありまして、パンコックに人口がますます膨張して二百万人を数えるように相なつておる。すでにイギリスがアジアから手を引き東南アジアから手を引いたあとにかわるものとして、タイの存在ということが非常に大きくなつておる。その姿は、東南アジアの中心はシンガポールからむしろパンコックへという言葉に相なつておるわけでございまして、タイ国との関係の正常化、国交の正常化ということは将来の日本と東南アジアとの関係を考えますと、最も適切な措置であるように私は政治的に判断するわけでございまして、けれども、ここに、第二点の問題は、わが国から賠償を出しておる東南アジア諸国とは、それぞれ賠償協定と同時にできた経済開発のための借款供与の取りきめがあるわけでございまして、いわゆる賠償に伴う経済協力取りきめがございまして、これらの借款供与はいわゆる無償の賠償と抱き合ひに相なつておることは御承知の通りでございますが、このタイの特別協定、昭和三十年に協定された第二条と、それから今申しました第二条とは、ちよどそのような抱き合ひのようない感じがいたすのでございまして、従つて、そのようなものと考え方からいたしますと、タイだけがその抱き合ひの第二番目を無償にするというところに相なりますと、他の国々からやはり借款を無償にしてくれといった

申し出がないものであらうか。そういった心配は私の単なる杞憂にすぎないか。特に昨今の東南アジアの諸情勢を考えますと、贈与の形でなければ、やはり借款は無償だというのが、エカフエの総会においても先般正式の一つの意見として出ておるようでございしますが、そういう客観的な諸情勢と、今の抱き合ひのタイの特別協定の場合には無償にした、こういうふうな内外客観諸情勢から、同様のことを他の諸国が申し出る心配はないか、それに對して外務省はどのような処置をとられ、方針をとられるか、この点も一つ大臣にお伺いしたいと思つております。

○小坂国務大臣　非常に重要な点でございまして、私も、こういう点が誤解されまゝ場合には、はなはだ遺憾なことと存するものであります。もちろん、タイの特別協定の性格が先ほど申し上げたようなことであり、また藤井さんもよく御承知のようなことでございまして、私も、このタイの三十年協定の一条と二条の関係は、他のインドネシアあるいはビルマあるいはフィリピン等の経済協力と賠償の関係とは全然発生の性格も異にしており、しかも経済協力の実施も当然異つておると考えておる次第でございまして、ことに、タイの場合は、二条についてこれはもつたものだと思つておることは、実は三十年の八月にこの協定が調印されておりますが、その直後からタイ側で問題になつております。御承知の通りに、三十一年の初頭にはタイの外務省並びに大蔵省が正式にこの九十六億圓はもつたものだといふことを主張してゐるのであります。

す。さうなことを言つておる国は他の被賠償国には一つもございませんで、今日まで一度も、そういうことを考へもし、また言つた国はないわけでございまして。万一さうな経済協力は無償であるといふことをかりに言つて来られましても、われわれはこれに應ずるわけには参りません。従つて、この点ははっきり区別してあり、さうな要求がございましてもお断わりをするといふことを考えております。

○藤井委員　ぜひ一つそのように、外務大臣、いつまでも外務大臣ではないと思つてございまして、やはり外務省の基本方針として子々孫々に一つその線をお伝えを願ひたいと思つて次第であります。

ところで、これはだれしも同じ考えだと思ひますが、特に、私は現地を回つた、中共系の現地の新聞がこのようなことを書いておつたのを旅先で見たのであります。日本は賠償といふ名のもとに経済侵略を試みる、こういう考え方を持つておるといふふなことでありました。ものも言ひようでいろいろ理屈のつくものだと思うのでありますけれども、どうも、日本としては、賠償といふことを契機といたしまして、大いに東南アジアへの経済協力という姿が積極的に出される迎へ水と申しますか、そういう点に積極的な前向きな意味があるかと思つております。従つて、私はこのたびタイに対して長年の懸案を解決されましたことによつて、日・タイ関係の正常化はもちろんのこと、先ほど申しましたように東南アジア経済協力への突破口として大いに意義あらしめなければなら

ないと思つておつて、そこに總理大臣の大所高所から決断をしたと言われ、意味が実るわけでございまして、このようないふ問題を契機といたしまして、今後日本政府はどのような方針で東南アジア全体に通じて経済協力の方策を進めるか、こういった問題について大臣の御所見を承りたいと思つてあります。

○小坂国務大臣　丸い大根も切りよつて四角と申します。私は中共系の新聞等にどう言われたかよく存じませんが、かりにおつしやるようなことがありとすれば、これは非常な誤解であると考へております。われわれは、この賠償支払いをいたします場合に、これはまさに国民の税金でございますし、日本経済の当時の状況から見ましてこれは非常な心配なことだと思つておつたのであります。しかも、その賠償も決して日本経済にとって難いものではないと考へております。しかし、これを支払つて参ります過程において私ども感じておりますことは、今藤井さんがおつしやいましたように、日本から賠償が出ていくというところは、これは非常に日本といふものに対してその被賠償国の経済あるいはその国民のなじみ等を深からしめておる。日本の優秀な技術等に対するところの認識を非常に深めておるのでございまして、賠償が出れば通常輸出と鏡合する、その分だけ通常輸出が減るであらうといふふうな考へ方は、今日になつては全く杞憂であつたといふふうな考へております。従ひまして、このタイ特別協定のとき、これはまさに東南アジア諸国の日本信頼への跳躍台として非常に価値のあるものと思つておつて、大

所高所というのは、まさに藤井さんが仰せられたようなそういう意味でびつたり来ることであらうと思つておるのではありません。私どもがこの東南アジアの経済を考へる場合に、何といつても農業国でございます。農業を振興をしていかなければならぬ。また、工業を考へる場合にも、非常に初歩的な、しかも中小企業が多いわけでございます。これを考へる場合に、日本の行き方というものは最もびつたりするのであります。東南アジアにアメリカ式の大規模農業を持つていても当てはまらない。また、ソ連式の寒冷地農業が当てはまらないことは当然でございます。この面からいたしましても、日本の農業技術、また中小企業の技術というものを中心にして東南アジアの経済をさらによくして参る、そして国民の福祉を増進して参るというところに日本としては大いに力を尽くさねばならぬ、かような基本方針で考へておる次第であります。

○藤井委員 ただいま大臣から將來の東南アジア外交路線の基本的なお考えの御披露がございましたが、私も大臣のお話を聞いて全く同感の感を禁じ得ないのでございます。

ちよつと横道にそれますが、私は昭和十六年大東亜戦争勃発と同時に学徒動員であつた者でございます。ここに敗戦二十年ぶりに去年の八月一日から約一カ月間東南アジアを回つたわけでございます。私の視察の率直な一つの結論は、今大臣が言われた農業技術開発協力による一つの線といたふこと、これが私は今後の大きなきめ手であるというふうに感じて歸つたのでございますが、いろいろ申し上げ

たいこともございますけれども、長談義は省略いたしますが、約七億に近い国民大衆のうち、八割ないし八割五分が農民であるわけでございますが、それがきつめて低い生活をしておる。カンボジアあたり、私はアンコール・ワットへも時間を見て参りましたが、その道すがらの農村風景、全く獨立小屋でございます。一緒に同道してもらいました大使館員の話によりますと、いろいろ資料に基づいて、カンボジアの農民の生活状況は日本で言えば鎌倉時代だ、こういう話でありましたが、われわれ旅人の目に映るカンボジア農村の風景は、むしろそれよりもずっとさかのぼつた縄文土器の時代が太古の昔くらいな調子ではないかくらいに思つたわけでございます。しかも、そのような状態は、あにカンボジアのみならず、ほとんど東南アジア全体に通ずる常識であらうと思つてございす。しかも、それが八割から八割以上がそういう生活をしておる。よく人は言います、はだしとキャデラックの同居している社会に安定はない。こういうことをまざまざと見せつけられたわけでございますが、従つて、私は、そういう低い生活状態に置かれておる農村の生活をここに大いに高めるというところは、安定した東南アジアの国々を作り、これが日本の安定にもつながるゆえんであることは、これは国際政治の常識であらうかと思つてございまして、ここに農業技術の開発のために大いに積極的な対策をとつてもらいたい。そして、この東南アジアの国民大衆の八割から八割五分を占める人たちの生活水準の向上によつて、やはりそこに購買力がついて参ります

ので、日本の貿易とのよき結びつきという共存共栄の道がここに開かれる。われわれは学生時代大東亜戦争に参加したわけでございますが、当時いわゆる銃剣をかざしてアジア共栄圏を作らうとしたこの方途は大きく誤つて、この大失敗の敗戦のどん底にたたま込まれたわけでございます。このような過去のきびしい反省の上に、平和な姿に徹したアジア共栄の道を開くべき機が今日まさに熟しておる。この機を熟したところに持つていって、タイの特別円の解決ということができた。こういういろいろな重なり合つたよき条件のもとに、今申しましたよき農業技術開発についてどのような方針でいかれるか、やや具体的に大臣のお答えを願いたい。なお、次回に、そういう問題についてはもう少し、各論は大臣でなすかしければほかの方に一つ答弁を願いたい。(笑聲)——むずかしいという言葉は訂正いたします。

○小坂国務大臣 非常に要を得たお話を、大いに感銘いたしました。私は、やはりあなたと同じように、かつての剣を執つた誤を反省して、いまやコーラを持って東南アジアに友邦としての契りを深く結ばなければならぬ、かように考へております。それには、何と云つても、私はお説と全く同感で、農業技術の問題、まずそれから始めなければならぬ。これには、われわれ彼らを説くのに非常によい体験者であるわけでございます。日本があれだけの敗戦を喫して、そして食糧難にあえいでおつた当時、私も傾斜生産ということを申しておりましたが、傾斜生産の対象として大きく農村の問題を取り上げ、農村購買力がふえて、そして国内

の経済再建が軌道に乗つた。この経験をお話しますと、いずれも日本に対する賞賛の言葉とともに、不肖私にも賞賛の目が向けられるようなこととございまして、この点は私は藤井さんと意を同じうするものであります。

そこで、何と申ししても、その全部についてやるわけにも参りませんので、やはり重点的にセンター・システムがいよいよいよいよ。農業技術センターというものを各所に設ける、それから中小企業のセンターを設ける、あるいは、電気通信というものは非常に目立つものでありますから、電気通信センターというものを設けていきたい、こう考へておりますが、私も若干大所高所の方に立つ方で、どうもあまり技術的な詳しいことは仰せの通りよく存じませんので、これは一つ後刻政府委員等からも詳しくお聞き取りを願いたい、かように思つておる次第でございます。

○藤井委員 今の問題につきましましては、まことに恐縮でございますけれども、一つ次回にやや具体的な方針をお聞かせを願いたいと思つてございす。

ところで、これまた次回に本論は譲りたいと思つてございす。率直に考へまして、いろいろ専門家の意見や話を聞きまして、端的に申しまして、十九世紀は民族独立の世紀であつたというふうに思ふのであります。それに対して、二十世紀は民族連合の時代だ、こういうふうに一応割り切れるんじゃないかというふうに思ふのでございまして、そういう動向はいろいろな方面に出ておることは多弁を要しないわけでございます。ところが、こ

こに東南アジアをすつと回らして感ずることは、すべての国、タイは別でありますけれども、すべてのほかの国は、太平洋戦争の歴史的成果、歴史的なこの結果が生んだ事実といたしまして、急に獨立が与えられた。このようにな国々の大衆なり指導者は、いわゆる獨立の意識に非常に情勢を持つておる。従つて、自国本位ということにいきり立つておるような感じが受け取れるのでございすけれども、今申しましたような二十世紀の民族連合の方向に向かつて、やはりより高いところまでまづいくなつた努力が必要である。しかしながら、そのような努力を買つて出る道は一体どこにあるか、こういう問題でございます。これが激しい民族意識に燃えた東南アジアの諸国に対し、米欧の連中がいきなり直接結びつくことはいろいろな問題において非常に困難な点がある。また、文化的にも距離的にもいろいろな問題点があるかと思つてございまして、ここに

にいわれる日本がアジアの心を持つて、そういう連中の中に立つて欧米とアジアとを結びつける忠実な媒介者とならなければならぬ、こういうふうなことを私は常日ごろ感じておる次第でございます。こういう問題については、私は、このタイ特別問題の解決を契機に、外務省当局はもちろん、これは一つ總理大臣を先頭に積極的な態勢を開かれることが日本の將來の安定をもたらし、世界の平和に寄与するゆえんであるというふうに深く信じておる次第でございます。この点について一つ外務大臣の御所見、経綸を承りたいと思つております。

○小坂國務大臣 われわれ、世界各民族の共通の目標は、一つの世界とい

ますか、戦争のない非常に繁栄したものにしようというグローバル・ポリシーを持つておることは言えると思うのであります。ところが、一方において、経済・社会環境その他の相違から、やはり自国本位、ナショナルなものに固まろうという傾向もあると思

います。そこで、昨今は、これの中間的なと申しますか、地域的なリージョナルな結合というものが方々に見られておるわけです。御承知のように、E E CとE F T Aが一緒になろう、あるいは共産圏がコメコンというふうなもので一緒になろうというふうないろいろな動きが見えるわけです。それから、ラテン・アメリカではL A F T Aというふうな形のものが、東南アジアでも一つO A E Cというものを作つたらどうかというふうないろいろな問題もござい

ますけれども、やはり、そういうものができるためには、それ相応の民族的な意欲というものがさることながら、それを可能ならしめる経済的な条件も必要なのであります。そこで、日本という国がアジアにおける唯一の欧米の先進国と比べて違わない高い工業水準を持った国であるし、国民の教育程度も欧米と変わらぬという高い水準を持った国であるということについては、アジアの諸国においてこれが非常に高く評価されておることは、現地に高いでなつて藤井さんもお認めでし

ていますか、どういふ名前が書いてあるかと申しますと、「肥前国住人藤原朝臣森本右近太夫一房、寛永三年正月十九日認之」と書いてある。大宅壮

一さんがあちらへ回りましていろいろそれは記事に出ておりましたが、加藤清正の息子だといふ。当時は日本の領国の前でありましたが、そういうふう

に当時日本人が行つておつた。だから、私は、そういう日本の長い歴史的なつながり、同時にまた、安田徳太郎さんといふその道の専門家に言わせると、先祖は一緒だといふことも書いておる。北のモンゴル人と南のインドネシア人との混血児が日本列島の日本人であり、東南アジアの系統だ、こう

人員はふやさなくてできることですか、例の最近やられる方式によつて対

外経済協力庁といふものを作る。これが外務大臣のいわゆる指揮下にやつていく。このくらのことをやらなければ、今まことに御高説を拝聴したけれども、それは言葉の上の答弁にすぎないといふことに相なることをおそれま

するがゆゑに、一つ大臣の明快なる御答弁、どういふ方針でこの問題を取り組むか、御意見を承りたいと思つてあります。

していただきますれば、ともどもに、私も心を許す同志の各位と手を携え

まして、大いにアジアにおける経済協力事業に貢献いたしたい、かように、言葉だけでなく、心底から思つております。

「委員長退席、北澤委員長代理着席」

外務大臣に大いに一つ英断をもつて善処されんことを特に希望として申し述べておきたいと思つております。

それと関連ではございませんけれども、一つお尋ねをいたしたいのでございますが、これまで外地へ行って感じましたこととありますが、日本人の商社の進出というものがこれですら活発に相なると思ふのであります。

が、この商社が一生懸命に仕事熱心にする結果が、いわゆる過当競争の弊害として、これまた経済協力を非常に減殺いたしておりますことも十二分に御理解されておられるのでございます。

日本経済の建前がいわゆる自由経済になつておりますから、計画経済の国のような調子には参りませんけれども、ここに自主的な調整をはかるための行政指導について何とか一ついい方法はないものだろうか。こういふことについていろいろ関係各省なり皆さん方で一つ御相談をされたことがあるかどうか。もしないとするならば、こういふ問題については一つ大いに積極的なかまをもちて善処してもらいたい。

これに対する外務大臣の御所見を承りたいと思ふのであります。自主的調整の行政指導の方途いかに、大臣の御所見を承りたいと思ふのであります。

○小坂国務大臣 全くごもつともな御意見で、私も役人の経験を持ちません者には、いわゆる官僚的な張り合いといふものについての理解がなかなか困難でございますが、現実これに当たつてみますと、なかなかのものだといふことを痛感するのであります。しかも、それぞれにおいてこれはよくないことだと言いつつ、相手方のやり方に不満を述べつつ、なおかつ

争つておるのでありますから、これはある時期においては清算さるべきものだと考えております。

実は過当競争の問題も非常に大きな問題でございます。何とかせねばならぬ問題でございます。この点につきましては、御意見の通り、できるだけ一つ関係各省庁において調整すべく努力をいたしております。また、輸出入取引法等についてもいろいろ意見があるの

でございます。やはり、この輸出というものを日本が非常に重大視し、しかも海外経済協力というものを大いに考えます場合に、やはりそのときどきの必要に応じて法律の改正等を考へていかなければならぬと痛感しております。

なお、タイのことについて一言申し上げますと、タイの側においては非常に問題になつておりました二重課税防止のための協定、これは今まで何度もちがが申し込みましたが、ようやく仮調印の段階になりました。これで商社活動はよほど案になると考えております。

○藤井委員 もう一点、海外経済外交の推進体制の強化に關しまして大臣の御意見を伺いたいと思ふのでござい

ますが、私はこういふ考えを一つ持つておるわけでござい

ます。在外公館、大使館であるとか公使館あるいは総領事館、こういふところ

に、この際、いわゆる経済協力担当の参事官とか政治担当の参事官、この二元制度、こういふものを一つやつた

らどうか、そして専門的に海外経済協力をやる、こういふ点でございま

す。現在はそのういつた段取りができてないわけでございますが、そういつた

点と、それから、私は現地に於て修

たんだる在留日本人の話を聞いたのであります。日本人のお医者さんが全然

ない。三百人、五百人おるところ、こ

ういつたところにもない。バンコッ

クにはおりますかどうか私は知りませ

んが、ぶつからなかつた。インド、パ

キスタンのカラチはもうあつた。や

はり、おなががきりきり痛むとか、こ

ういつた調子のことは、幾ら語学のた

んのうな外交官でもなかなか表現がし

にくい、こういふこともあるし、病氣

になれば気が弱くなる。従つて、やは

り、そこにお医者さんある程度派遣し

て、ひまな時分には仕事のお手伝いも

してもらふ、こういつた線、ちよつ

とまとまつたところには、さういつた

お医者さんの駐在あるいは医療施設、こ

ういつたことを一つ考へたらどうか、人

道上から考へても必要であるといふふ

うに思ふのであります。これが第二

点。第三番目は、外地に勤務してお

るういつた人たちが、参事官以上くら

いはときどき連絡会議が何かで帰れ

すけれども、ほんとうに事務をやつて

いるそれ以下の連中は、三年、五年、

いつ帰れるやらわからない状態で仕事

をしておる。私も二、三年外地へ戦争

中行つたわけでありまして、い

わゆる南方ぼけがしてしまひます。

従つて、ときどき内地へ歸す、さうし

て、さういふ人たちが外地の海外のい

ろいろな事情を生ずるまいわゆる内地

で關係方面に反映する、いろいろ話を

する、同時に、また、内地の人たちは

外地の様子がいかに聞ける、わざわざ

よそへ行かなくても話が聞ける、こ

ういつたことで、一石二鳥の意味がある

のではないかと。特に、不健康地帯であ

る東南アジア、さういつたところに対

しては、大いに一つそのような意味の

人の交流を積極的に行ふための財政措

置を考へるべきじゃないかといふふ

に思ふわけでございます。

この三点について大臣の御答弁をお

願ひをいたしまして、私の質問を終わ

りたいと思ふのでございまして、最初

に申し述べましたごとく、私は、日を

あらためて、總理大臣の一つ御出席を

願ひまして、また本論に進みたいと思

ふのでござい

ます。

○川村(善)政府委員 大臣があなたの

御質問やその他の御質問でだいたいお疲

れになつておられるのでござい

ますか

が、私が

かわつて

御答弁を

申し上げ

ます。

実は、大

使館に、あ

なたのおし

やられる

ように、あ

るいは政治

、経済等

分けて置く

といふこと

も、これは

が、こういつた問題は、大蔵省の一主計官ぐらゐでびんとはねられてしまうのです。しかし、こういつたことがきめのこまかい政治でありまして、これは一つ大臣にきょうとくをお願いをしておきますと同時に、これは一つ閣議で取り上げていただいて、小さい問題とお考えにならないで、三十八年度の予算については思い切った線を出してもいい。金額は知れている。それなのに、外地の事情のわからない、政治判断がなかなかむずかしい、仕事に追われた主計官ぐらゐのところ、これはだめですとちよんされてしまつていゝる。この問題は一つ特に大臣に本日つつしんでお願いを申し上げます。

○小坂国務大臣 非常にありがたい御注意をいただきまして、私もただいまの御注意を深く肝に銘じまして今後とも努力したいと思ひますので、何分また御支持、御声援のほどをお願いいたします。

○北澤委員長代理 本日はこの程度にとどめ、次回は、米たる十三日火曜日午前十時より理事会を開き、理事会散会後委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後六時二十九分散会

昭和三十七年三月十三日印刷

昭和三十七年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局